

(別紙2)

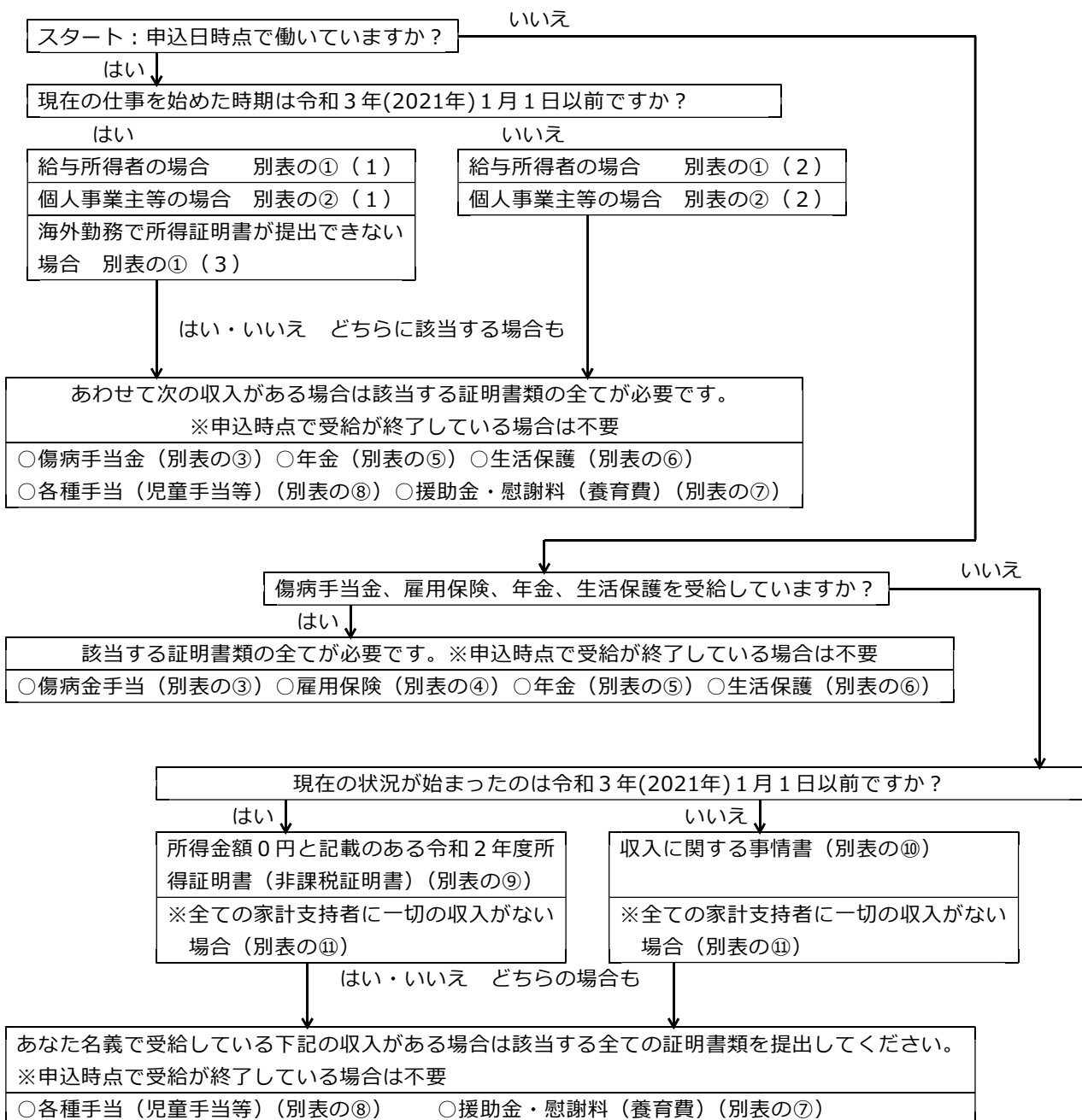
収入に関する証明書類について

収入に関する証明書類のフローチャート

収入に関する証明書類の提出が必要な方は、申請書と同一生計の家計支持者（父母等の保護者。父母がいない場合は、代わりに家計を支えている方）です。フローチャートを確認の上、必要な証明書類を揃えてください。申込者と父母（どちらか一方を含む）が別居している場合でも、生計が同じであれば、父母両方の収入に関する証明書類の提出が必要です。

※無職（専業主婦／夫）や扶養されている場合でも収入に関する証明書類を提出する必要があります。

なお、申請者本人が児童養護施設等に在籍している場合及び申請者本人が里親に養育されている場合は、別表⑫、⑬に定める取扱いに従ってください。



〔別表〕

収入証明に必要な書類等について

収入状態		必要書類
①給与を受けている	(1)令和3年(2021年)1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態にある場合	令和4年度(令和3年分。以下同じ。)所得証明書(写し可)[市町村発行] ※別紙3の所得証明書を取得する際の注意点を参照願います。 ※令和4年度の所得証明書が必要です。 ※「源泉徴収票」、「特別徴収税額の決定通知書」、「納税証明書(税務署発行)」、「報酬、料金、契約金及び償金の支払い調書」は原則認められません。
	(2)令和3年(2021年)1月2日以降に就職または転職した場合	次のどちらかの書類 ア 「年収(見込)証明書」[新勤務先の発行] ※勤務先には「控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額」で作成するよう依頼願います。 イ 直近3か月分の給与明細書の写し[新勤務先の発行] ※当該写しの余白に、控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額の3か月平均額(平均月収)について、ボーナスが出る場合は平均月収の15か月分、ボーナスが出ない場合は平均月収の12か月分の金額を記載してください。(必須) (余白への記載内容) ・直近3か月の控除前総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額の平均金額(平均月収)金 円(A) ・平均月収(A)×(12または15)か月=金 円(平均年収) なお、上記ア又はイのいずれの場合も「令和3年度の所得証明書」は提出不要です。
	(3)海外勤務のため市町村発行の所得証明書が提出できない場合	次のどちらかの書類 ア 給与明細書(令和3年(2021年)1月~12月分)の写し[新勤務先発行] イ 昨年1年間の年収証明書(様式自由)[勤務先発行] ※イの書類の場合、勤務先には、「控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額」で、かつ「国内で勤務し続けた場合の想定支給額ではなく、実際に支払われた全額」で作成するよう依頼願います。様式自由ですが、勤務先の押印が必要です。また、日本語以外言語、日本円以外の通貨で記載されている場合は、簡単な和訳と申請時点での日本円換算の金額を余白に記載願います。
②商店・農業等自営業をしている	(1)令和3年(2021年)1月1日以前から同じ業務形態	令和4年度(令和3年分。以下同じ。)所得証明書(写し可)[市町村発行] ※①(1)の注意事項等を参照願います。
	(2)令和3年(2021年)1月2日以降に開業した	帳簿等の写し ※売上、経費が記載され、所得金額が推算できるものが必要です。 ※「令和4年度の所得証明書」は不要です。 ※帳簿等の写しの余白に、(収入の合計金額-経費の合計金額)÷合計した月数×12か月の金額を記載してください。(必須)
③傷病手当金を受給中		直近3か月分の傷病手当金通知書の写し[全国健康保険協会等発行] ※余白に日額平均×365日の計算式と金額を記載してください。(必須) ※給与も支給されている場合は、休暇中の年収(見込)証明書または給与明細書の写しも添付してください。この場合は、上記日額の365日計算の額と合算して算定します。
④雇用保険基本手当(失業給付)を受給中		雇用保険受給資格者証の写し[全国健康保険協会等の発行] ※余白に基本手当日数×所定給付日数-令和3年(2021年)12月以前の受給額の金額を記入してください。

収入状態		必要書類
⑤年金を受給中	(1)令和3年(2021年)1月1日以前から受給中 ※遺族・障害年金は(3)による	令和4年度(令和3年分。以下同じ。)所得証明書(写し可)[市町村発行] ※①(1)の注意事項等を参照願います。
	(2)令和3年(2021年)1月2日以降に受給開始	年金振込通知書の写しまたは年金額改定通知書の写し、年金証書の写し[日本年金機構等の発行] ※令和3年(2021年)1月2日以降に年金の受給を開始し、収入が年金や非課税の収入のみの場合は所得証明書は不要です。
	(3)非課税の年金(遺族年金、障害年金等)を受給	
⑥生活保護を受給中		生活保護決定(変更)通知書等の写し(1か月分)[住所地の市町村福祉事務所発行] ※金額が記載された通知書等が必要です。金額の記載がない「生活保護適用証明書」や「生活保護受給証明書」等の書類では証明書として認められません。 ※ただし、両親ともに無職無収入で生活保護のみで生活している場合、生活保護決定(変更)通知書の宛て名以外の方は、その方の氏名が記載された「生活保護受給証明書」を所得0円の証明書類として使用できます。 ※収入の金額は次のとおり記載してください。 ・最低生活費または保護基準額の記載がある場合 最低生活費又は保護基準額の合計月額×12か月 ・最低生活費または保護基準額の記載がない場合 全ての扶助の合計月額×12か月+生活保護以外の収入金額
⑦祖父母(親戚等)からの援助金や離婚後の養育費等		援助年額の証明(様式自由。援助者が作成し署名押印) ※援助年額の証明に代えて、公正証書または調停調書の写しによることができます。
⑧各種手当(児童手当、児童扶養手当等)		申請時点で受給している金額が記載された通知書等の写し(受給証明書の写し可) ※公務員など勤務先から受給している場合は、申請時点の受給額が記載された「給与明細書」の写しまたは「勤務先発行の証明書」を提出してください。 ※通知書を紛失した場合は、通帳(口座名義人と直近の振込の記帳部分)の写しの余白に当該手当の月額×12か月分の金額を記載。
⑨令和3年(2021年)1月1日以前から無職の場合(専業主婦[夫]や被扶養者)	他に収入のある家計支持者がいない場合は⑩で対応	令和4年度(令和3年分。以下同じ。)所得証明書または非課税証明書(写し可)[市町村発行] ※所得証明書については、①(1)の注意事項等を参照願います。
⑩令和3年(2021年)1月2日以降に無職となった場合(年度途中退職・閉業等)		離職票のコピー、退職証明書、廃業届受理証明の写し、破産手続開始決定通知の写し
⑪全ての家計支持者に収入がなく、預貯金を切り崩して生活している場合		様式自由で収入がなく、預貯金で生活していることを記載願います。生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義人と直近3か月程度の記帳部分)の写し
⑫申請者本人が児童養護施設等に在籍している場合		施設在籍証明書[施設長発行]
⑬里親による養育を受けている場合		児童(里親)委託証明書の写し[児童相談所発行]

(別紙3)

「所得証明書」を取得する際の注意点

- 1 所得証明書の名称は、市町村によって異なる場合があります。
(例)「課税証明書」、「非課税証明書」、「住民税証明書」、「課税台帳記載事項証明書」等
* 名称が異なっても、市町村が発行しており、以下の2及び3の両方を満たしている場合は、証明書類として認められます。(ただし、市民税・道民税特別徴収税額の通知書は認められません。)

 - 2 必ず「令和4年度(令和3年分)」の所得証明書としてください。
* 令和3年度(令和2年分)ではないのでご注意ください。

 - 3 家計支持者の状況に応じて、「収入金額(控除前の金額)」や「所得の内訳」が記載されている所得証明書を取得してください。

(1)給与所得がある場合……「収入金額(控除前の金額)」が必要(市町村によっては「支払金額」と記載される場合があります。)

(2)給与以外の所得がある場合…「所得の内訳」が必要

(3)上記(1)と(2)の所得の両方がある場合…「収入金額(控除前の金額)」と「所得の内訳」が必要
* 給与以外の所得…「営業等」「農業」「不動産」「配当」「利子」「雑」など
* 所得の内訳……「所得の内訳(「営業等」「農業」……等の項目)とその内訳に該当する金額
- (注意事項) 所得金額「0円」の記載がない、「***」、「---」等の所得証明書は、一律で給与収入103万円と扱いますのでご注意ください。